

内閣参質二一三第一三五号

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出伊藤信太郎環境大臣と水俣病患者団体との懇談の場における警備の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出伊藤信太郎環境大臣と水俣病患者団体との懇談の場における警備の在り

方に関する質問に対する答弁書

一について

「後方にいた警護員が大臣の斜め前に出てきて、参加者との間に立って警護を始めたのは警護計画の警護措置に基づいた対応であるか」とのお尋ねは、個別具体の警護計画（警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二条第二号に規定する警護計画をいう。以下同じ。）の内容に関わる事柄であり、これを明らかにすることは、今後の警備に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたが、いずれにせよ、御指摘の「懇談会」における警護については、熊本県警察において、当該警護に係る警護計画に基づき適切に実施されたものと認識しており、「過剰警護で不適切」との御指摘も当たらないと考えている。

二について

警察では、個別の事案ごとに、警護対象者（警護要則第二条第一号に規定する警護対象者をいう。以下同じ。）に関連する情勢、警護を実施する場所の種別、警護対象者の行動の態様、警護を実施する場所に

おける不特定多数の者の有無等を踏まえて警護計画を作成しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。